

島田市建設工事に係る制限付き一般競争入札実施要領

平成17年5月5日 島田市長職務執行者決裁により
本要領を継承
最終改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、島田市が発注する建設工事の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象建設工事」という。）は、設計金額が1億5千万円（建築一式工事については3億円）以上で制限付き一般競争入札に適した建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 島田市入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 対象建設工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評点が一定以上の者
- (4) 対象建設工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正である者
- (5) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年9月28日島田市告示第159号）に基づく入札参加制限を受けている期間中でない者
- (6) 島田市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく指名排除を受けている期間中でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てを行った者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てを行った者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない者
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格

(入札参加資格の設定)

第4条 対象建設工事の主管課（以下「工事主管課」という。）の長は、入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、島田市入札参加者等審査委員会規程（平成17年島田市訓令甲第33号）に規定する島田市入札参加者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出するものとする。

2 入札参加資格は、審査委員会の議を経て、決定するものとする。

(入札の公告等)

第5条 入札の公告は、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第176条の規定に基づき公告するとともに、その写しをホームページ又は島田市電子入札運用基準（平成20年4月1日制定）で規定するシステム（以下「電子入札システム」という。）による入札情報サービスへ記載するものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第6条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から公告の日の翌日から起算して15日以内（当該建設工事に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出させるものとする。ただし、電子入札の入札参加者にあつては、電子入札システムによる一般競争参加資格確認申請書を提出するものとする。

2 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(2) 資料

ア 配置予定技術者等の資格・工事経歴（様式第3号）

イ 許可等の状況（様式第4号）

ウ その他必要と認めるもの

3 申請書及び資料は、工事主管課で受け付けるものとする。ただし、電子入札システムで行う案件については、契約検査課で受付後、工事主管課へ送付するものとする。

4 提出された申請書及び資料（以下この項において「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

(入札参加資格の確認)

第7条 工事主管課長は、入札参加資格確認依頼書（様式第5号）に、受け付けた申請書及び資料に基づき作成した入札参加資格確認申請者一覧表（様式第6号）（以下「申請者一覧表」という。）を添えて、審査委員会に提出するものとする。

2 審査委員会は、入札参加資格の有無についての確認を行い、確認したときは、その旨を工事主管課長に通知するものとする。

3 工事主管課長は、入札参加資格確認通知書（様式第7号）により、前項の確認の結果を申請者に通知するものとする。ただし、電子入札システムで行う案件については、契約検査課が行う。

4 第2項の確認及び前項の規定による通知は、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して5日以内（当該建設工事に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に行うものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第8条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の規定による通知の日の翌日から起算して2日以内（当該建設工事に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に、入札参加資格がないと認められた理由について、書面を持参することにより、市長に説明を求めることができるものとする。ただし、電子入札システムで行う案件については、電子入札システムの機能を利用して、説明を求めることができる。

2 市長は、前項の理由を求められたときには、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して2日以内（当該建設工事に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。ただし、電子入札システムで行う案件については電子入札システムの機能を利用して回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項の規定による通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、審査委員会の議を経るものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面及び建設工事競争契約入札心得（以下「設計図書等」という。）は、入札情報サービス又はホームページにて配信するものとする。ただし、これにより難しい場合は、その他の方法で配布することができるものとする。

2 設計図書等に係る質問書は、公告の日の翌日から入札執行日の7日前の日まで（当該建設工事に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に、公告で定めた方法により契約検査課で受け付け、その質問に対して、原則として、入札執行日の4日前の日まで（当該建設工事に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に回答書により回答するものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の執行)

第11条 市長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第7条第3項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び当該工事の内訳書を電子入札システムにより伝送されていること又は持参していることを確認するものとする。

2 市長は、第1回目の入札に際し、島田市電子入札運用基準に基づき入札参加者に同基準第8に規定する工事費内訳書の提出を求めるものとする。

3 入札に参加しようとする者が1人のときは、入札の執行を取りやめるものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(入札の無効)

第12条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 島田市建設工事等競争契約入札心得、現場説明書、公告、配布図面等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加制限措置を受けて落札決定時点において入札参加制限期間中である者等落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第13条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、入札結果等を公開するものとする。

2 公開は、入札結果等一覧表を作成の上、閲覧方式により行うものとする。

(技術者等の配置)

第14条 市長は、落札者に対して、様式第3号に記載した配置予定技術者が、当該工事の現場に配置されるよう措置するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第15条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(期間の計算)

第16条 この要領において期間の計算をする場合で、当該期間内に島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第2号）第1条第1項に規定する休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

(現行規程の効力)

第17条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規程が適用される。

(その他)

第18条 この要領の運用については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成17年5月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降、入札公告を行うものから適用する。

様式第1号（第4条関係）

入札参加資格設定調書

年 月 日作成

〇〇〇課

建設工事名		工 種	
建設工事箇所		工 期	
設計金額			
工事概要			
公 告 日		申請書の 提出期日	
資格確認日		入 札 日	
資格要件			
資格要件の 設定理由			
見込対象者数		現場説明の 有無・日程	
添付資料			

入札参加資格確認申請書

年 月 日

島田市長

住 所
商号又は名称
氏 名（法人にあつては、代表者氏名） ㊤

下記の工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、
資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこ
と並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約し
ます。

記

- 1 入 札 番 号
- 2 建 設 工 事 名
- 3 建 設 工 事 箇 所

様式第3号（第6条関係）

配置予定技術者等の資格・工事経歴

業者名：

区分		主任技術者	監理技術者
氏名			
生年月日			
最終学歴			
法令による 免許			
主な 工事 実績	工事名		
	発注 機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	従事役職		
	工事内容		

(注1) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを添付すること。

(注2) 当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。

様式第4号（第6条関係）

許可等の状況

業者名：

項 目	内 容
建設業法第3条に規定する建設業の許可の状況	
静岡県内にある営所等の状況	
建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果	

（注）許可書等の写しを添付すること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日			
入札参加者等審査委員長 様			
(所属長)			
入札参加資格確認依頼書			
建設工事名			
建設工事箇所			
工事概要			
工 期			
設計(予算)額			
入札予定日	年 月 日	現 場 説 明 会	
入札参加資格 確認依頼業者	別紙入札参加資格確認申請者一覧表のとおり		

年 月 日

(所属長) 様

入札参加者等審査委員長

下記のとおり確認したので通知します。

委員会開催年月日	年 月 日		
確認業者名	業 者 名	業 者 名	業 者 名

入札参加資格確認通知書

第 年 月 日 号

住 所
商号又は名称
氏 名（法人にあつては、代表者氏名） 様

島田市長

先に島田市長あてに申請のあった建設工事に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

入札番号		
建設工事名		
建設工事箇所		
入札参加資格の有無	有 ・ 無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は 年 月 日()までに、島田市 部 課へその旨を記載した書面を提出してください。